

令和2年第4回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和2年6月4日（木）午前9時30分時開議

- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議第38号 | 白鷹町監査委員の選任について |
| 日程第 7 | 議第39号 | 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議第40号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議第41号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議第42号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議第43号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議第44号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議第45号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議第46号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議第47号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議第48号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議第49号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 議第50号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 議第51号 | 白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第52号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議第53号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第54号 | 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第55号 | 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第24 | 議第56号 | 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について |

- 日程第25 議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員会報告）
- 日程第26 議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について
（予算特別委員会報告）
- 日程第27 報第1号 令和元年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告
について
- 日程第28 報第2号 令和元年度白鷹町下水道特別会計歳出予算繰越明許費の繰越
額報告について
- 日程第29 報第3号 令和元年度白鷹町水道事業会計の繰越額報告について
- 日程第30 委員会の閉会中の継続調査について （議会運営委員会）

○出席議員（11名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	11番	関千鶴子	議員
12番	遠藤幸一	議員			

○欠席議員（1名）

10番	菅原隆男	議員
-----	------	----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	樋口浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
町民課長	衣袋則子
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一

建設水道課長	鈴木	克仁
病院事務局長	渡部	町子
教育次長	田宮	修

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤	雅志
係長	芳賀	和則
書記	菅原	美樹

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集、誠にご苦労さまです。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、一日でも早い収束を願うものであります。また、各分野においてご尽力を賜っております関係各位に対し、心より敬意を表するものであります。

さて、本定例会は、「日本の紅(あか)をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用、そして紅花をすき込んだ深山和紙を使って白鷹人形研究会の皆さんが作り上げた可憐な紅花娘を演壇に飾り、審議に臨みます。

これより令和2年第4回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は11名であります。

菅原議員より欠席の通告があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付のとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

7番 小口尚司君

8番 奥山勝吉君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、5月27日の議会運営委員会に諮問したところ、6月4日から6月12日までの9日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は6月4日から6月12日まで

の9日間と決定しました。

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いただきます。議会事務局長、佐藤雅志君。

○議会事務局長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

諸般の報告。

令和2年第4回白鷹町議会定例会。令和2年6月4日。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会。5月13日。

新型コロナウイルスの影響により、書面決議で実施された結果、令和元年度決算を認定し、令和2年度事業実施計画及び補正予算について原案のとおり決定した。また、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承した。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

新型コロナウイルス感染症関連対策の状況についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国内において1月に最初の感染者が確認され、その後感染者が急増し、4月7日には東京都など首都圏を中心とした地域に対し、政府による緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県に対象区域が拡大し、都道府県知事による感染拡大防止策が要請されました。それらの効果もあり、感染者数も減少し、5月14日に39県、5月21日に3府県、5月25日に首都圏の1都3県と北海道の緊急事態宣言を解除し、およそ1か月半ぶりに全国の緊急事態宣言が解除されたところです。

山形県内においては、令和2年3月31日に初の感染者が確認されて以降、連日のように感染者が確認され、5月4日時点で69名の感染が確認されました。その後、鎮静化し、県内において新たな感染者は確認されておりません。

本県においても、手洗い、咳エチケットの徹底、密閉・密集、そして密接の3密を回避すること、不要不急の外出自粛をお願いしてきたところです。また、来県者からの感染が確認されていることに鑑み、ゴールデンウィークを中心に県外との往来についても極力控えていただくよう要請するとともに、県境での検温や県内飲食業や観光施設、宿泊業の事業者等に営業自粛を要請したところです。

本町におきましても、2月28日に白鷹町感染症対策本部を立ち上げ、これまで19回にわたる本部会議を重ね、情報共有と対策等を協議してまいりました。新型コロナウイルス感染症対策チラシの全戸配付によりご協力をお願いしたほか、小中学校の臨時休校をはじめ、公共施設等の利用制限、園児の家庭保育の要請等の実施、町内医療機関や学校、妊婦等に対してマスクや消毒薬等の配付をするなど感染拡大防止策を講じてまいりました。

町民の皆様のご協力により、現在まで町内において感染者が出ていないことに対し感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等により影響を受けている地域経済及び町民生活への支援策を講じるため、4月1日に緊急経済対策本部を設置し、地域経済変動対策利子補給や飲食店等応援緊急経済対策、事業継続給付金など、これまで10回にわたる会議を重ね対応に当たってまいりました。

国からの特別定額給付金も4月27日を基準として申請・交付が始まり、本町では5月14日に第1回目の支払いを開始し、6月1日現在、約96%の世帯の支給手続が完了しております。

今後、予想される第2波を警戒しながら、収束に向けて関係各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

○一般質問

○議長（今野正明） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、新型コロナウイルスの影響と今後の対応について、6番、笹原俊一君。

〔6番 笹原俊一 登壇〕

○6番（笹原俊一） 一般質問を行います。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっております。全国的にも緊急事態宣言が解除されたとはいうものの、いまだ収束の兆しが見えません。2次感染が広がるおそれも指摘されております。

本町においては、2月末に感染症対策本部が設置され、職員の皆様には町長の陣頭指揮の下、通常の業務に加え、町民の安心安全を確保するため、多忙を極め対応に当たっておられることに敬意と感謝を申し上げます。特に、病院や介護現場などでは、自らも感染の不安を抱えながら懸命に働いてくださっている医療従事者の皆様に心から感謝を申し上げます。

そのような状況の中、令和2年度の事業実施に当たり、各分野での影響は甚大なものがあるかと思われませんが、それらの状況や対応について伺います。

本町での感染者は確認されておりませんが、町民は不安になっております。国から世帯に2枚ずつのマスクが配られることになっています。最近では店頭にも少しずつ並ぶようになりました。しかし、平常時よりは価格も高く、一般的にはまだまだ手に入りにくいのが現状であると思います。病院や介護施設、在宅介護の現場などでマスクや防護服、消毒液などは足りているのでしょうか。現状や課題をお聞きいたします。

次に、教育面についてお聞きします。学校では卒業式や入学式は規模縮小で実施され、長期の休校を強いられました。学年のまとめ、新学期移行の年度をまたぐ時期の緊急事態で各校とも混乱したものであると思います。何より子どもたちは困惑したのではないかと思います。先頃再開され一安心しておりますが、子どもたちは元気に登校できているのか、学校生活の状況について伺います。

また、この1か月間の休校の影響はどのようなものがあるのか、今後どのように対応していくのかお聞きをいたします。

続いて、商工観光関係について伺います。さくらまつりに代表される春のイベントは相次ぎ中止を余儀なくされました。さらに、営業自粛要請の影響で小規模事業者は悲鳴を上げておりました。町でも各種経済対策を実施しているわけではありますが、その影響や事業者の声はどう受け止めているのか伺います。

また、このような非常事態には、町と関係機関が連携して町内事業者の声を受け止め、きめ細やかな対応をすべきと思います。今後の対応を伺います。

終わりが見えない状況の中、様々な対応、対策が取られると思いますが、情報が町民に漏れなく伝わり、不安や不公平感が起こらないようにすることが重要と考えます。町長のご所見を伺います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 冒頭に、新型コロナウイルス感染症関連対策の状況につきまして、行政報告で申し上げましたとおり、本町におきましても、国・県の取組と連動し、白鷹町感染症対策本部や緊急経済対策本部を設置し、町民の皆様の暮らしを守り、安全を確保するため、感染拡大防止策等を講じてまいりました。改めて、町民の皆様方のご理解、ご協力に心より感謝を申し上げる次第であります。

それでは、笹原議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、病院や介護施設、在宅介護の現場でのマスクや防護服、消毒液の状況につきまして、お答えをいたします。

医療関係者や介護サービスなど、支援が必要な方々への事業につきましては、緊急事態宣言時におきましても継続が求められる事業に位置づけられており、国におきまして

も、重要性に基づき可能な限り感染予防物品の優先供給に向けた取り組みがなされてきたものと認識をしているところでございます。町では、県を通じた優先供給の希望調査をはじめとして、個別事業者への聞き取り等を行いながら、状況の把握を行ってまいりました。

町立病院におきましては、PCR検体採取等への協力や発熱外来の実施により、国の優先供給の対象となっており、現状では不足はないものの、第2波を想定した備蓄は必要であると認識しているところでもあります。

町内開業医院の状況につきましては、マスクに関しては医師会、歯科医師会からの配布のほか、町からも配布を行っており、現在のところ不足はないと聞いているところでもあります。消毒液につきましても、各医院で調達されているとのことですが、防護服につきましては在庫が少なく、入手も困難であると伺っており、個別の状況は異なる部分もあるようでございます。

町内の介護サービス事業所におきましては、それぞれの備蓄分のほか、国からの配布、県を通じての企業からの寄贈などもあり、事業継続には支障がない状況と伺っております。

そのほか、障がい福祉サービス事業者や児童福祉施設等につきましても、同様の確認をさせていただきながら事業を継続いただいていたところではございます。

感染拡大が長期化し、本町でも感染が広がれば物品が不足する事態の懸念もありましたが、緊急事態宣言が解除となるほか、マスクの流通が再開し始めるなど、多少混乱が落ち着いてきているとも感じているところでもあります。しかしながら、物品によっては納品に時間を要したり、価格の高騰や大量注文に限られるなど、以前よりも購入しにくい状況とのことで、医療機関や施設によっては、この状況が続けば在庫が不足し代用品での対応などになることを心配する声があるともお聞きをしているところでもあります。全国的な感染流行で需要も重なることから、対応が困難な部分もありますが、町といたしましても必要な事業を継続いただけるよう、感染予防物品の備蓄確保に努め、状況を伺いながら可能な対応を行ってまいり所存でもあります。

次の質問であります学校生活の状況につきましては、後ほど教育長に答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

次に、商工観光関係の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

全業種に暖冬、少雪の影響が残る中で、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、特に、小売・サービス業につきましては、歓送迎会や各種総会の中止の影響等を受け、小規模小売店等の売上げが減少している状況でもあります。製造業につきましては、好不調の差があるものの、自動車関連では受注が減少し、休業、帰休を余儀なくされる事業所もあり、さらには先行きが見えないなどの不安感もあり、全業種において非常に厳しい状況にあると認識をしているところであります。

加えて、観光業につきましては、議員からお話がありましたように、さくらまつり、紅花まつりなどの町内のイベントが中止を余儀なくされ、今後のイベント開催の見通しも不透明となっているところでもあります。県の自粛要請を受けた町内の立ち寄り施設の4月の観光入込客数につきましては、対前年比で69.2%の減、9,018人となり、交流人口の減少も相まって、経済への大きな影響が生じていると認識をさせていただいているところでもあります。

このような状況の中で、町としては、金利を無利子化する地域経済変動対策利子補給制度による中小企業の支援や、事業継続給付金による外出自粛で特に大きな影響を受けている飲食業・宿泊業・酒店・タクシー業・運転代行業の支援、飲食店等応援緊急経済対策事業による感染拡大を考慮したテイクアウト商品販売など、新たな営業スタイルへの支援を実施してきたところでもあります。また、首都圏等で外出自粛されている方へ町内商品を送る「買って贈ってキャンペーン」の実施など、様々な緊急経済対策、セーフティネットを講ずる取組をさせていただき、外出自粛に的確に対応しつつも、経済の町内循環・活性化に努めたところでもあります。

これらの実績といたしまして、6月2日現在、利子補給制度の保証料補給に係るセーフティネット保証の認定件数が29件、事業継続給付金の申請件数が63件、「買って贈ってキャンペーン」の利用が65件となっているところでもあります。

特に、新たな取組であります飲食店等応援緊急経済対策事業につきましては、当初は5月末までの事業期間を予定しておりましたが、開始当初から大変大きな反響があり、ゴールデンウィーク期間中での終了となったところでもあります。実績といたしましては、22事業所の参加があり、1,821件、町の補助金ベースでは314万6,000円、売上ベースでは881万4,000円の実績となったところでもあります。

いただいたご意見では、参加されたお店からは、「売上げがほとんどない状況から、多くご購入いただき、大変ありがたかった」、「今まで利用のない方からも注文があり、新規顧客への拡大につながった」、「未実施のテイクアウトサービスを始めたことにより、今後の事業の幅が広がった」などの意見がありました。また、利用された方からは、「知らなかったお店や商品を知ることができた」、「この機会に初めて利用させてもらった」、「外出自粛が続く中、家事も大変で、よい気分転換になった」などのご意見をいただいております。このように、外出自粛の状況下で、経営の下支えをしたばかりでなく、町内の経済循環に大きく寄与したものと認識しております。

一方で、「ウェブ周知と新聞折込広告に時間差があり、不公平感があつた」、「SNSを使えるお店とそうでないお店では集客に差が出た」、「注文が殺到して希望する日に利用できないことがあつた」といったご意見もあり、一部に不公平感を招く結果とな

ったことから、改善すべき点を洗い出し、検証する必要があると認識をしているところでございます。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の状況に左右されますが、白鷹町商工会の商業サービス部会や工業部会、白鷹町勤労者互助会等、関係機関との連携を密にして、町民の皆様のご意見を踏まえつつ、プレミアム付商品券事業や中小企業の雇用維持支援、勤労者の生活安定支援など、切れ目のないきめ細やかな経済対策支援を展開してまいりたいと考えているところでもあります。

併せて、迅速かつ的確な情報提供が重要と考えており、スピード感を持ちながら、できるだけ不公平感や情報格差が生じないように、町報やホームページ、新聞折込等による周知・方法を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、農林部門についてお答えをさせていただきます。

外出自粛等に伴う飲食店における消費の低迷、各種イベントの中止、インバウンドの大幅な減少、学校給食の停止などにより、牛肉や牛乳、花卉などの需要の落ち込みが顕著であり、大きな影響を受けているところでもあります。

畜産につきましては、この厳しい状況の中で、今後も営農を継続していただけるよう、白鷹町酪農・肉用牛経営継続給付金として、1農業経営体当たり一律10万円を給付する緊急支援策に取り組ませていただいたものでもあります。取組開始と同時に申込みをいただいておりますが、6月2日現在で対象者38件中31件から申請をいただいているところでもあります。

また、今般、国における支援策として、肉用牛肥育経営安定交付金、一般的に牛マルキンと言われている制度でございますが、発動されまして、肉用牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割の額が生産者に対し交付される救済措置が取られたことにつきまして、一応安心をさせていただいたところでもあります。

今後とも、全国に誇るブランド「米沢牛」の生産地として、置賜3市5町で連携しながら、消費拡大に向けて対応してまいりたいと考えているところでもあります。

また、各種行事やイベントの自粛などで、全国的に需要が激減している花卉につきましては、単価としては前年比6割との情報もあり、業務用の需要につきましてはまだまだ見込むことができないということでもあります。花卉生産者への支援策といたしましては、全国的な「花を飾ろうキャンペーン」なども打ち出されているところでありますが、今後とも関係機関等との連携により対応してまいりたいと考えているところでもあります。

このほか、米に関しては、家庭用の需要は前年より伸びているものの、飲食店向け等の業務用の需要が大きく落ち込んでいると伺っているところでもあります。

また、今後、需要期を迎えるサクランボやメロンなどの農産物に関しても、先が見通せない状況でもあります。

緊急事態宣言の解除に伴う経済活動の再開が、即、各種農産物の需要復活や価格復活につながるものとも言い切れない状況の中ですが、国の支援策の動向なども含め、引き続き注視してまいりたいと考えているところであります。

以上、前段につきまして、笹原議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

〔教育長 沼澤政幸 登壇〕

○教育長（沼澤政幸） それでは、私から、学校生活の状況と休校の影響についてお答えさせていただきます。

町内の小中学校においては、2月27日の全国一斉臨時休業の要請を受け、3月2日から臨時休業に入りました。まだ半月余りの期間を残す中での突然の休業で、児童生徒、教職員とも不安と悲しみが入り混じった状況でございました。特に、最終学年の小学校6年生と中学校3年生は、学校生活を突然打ち切られること、友達や先生方との急な別れを迎えることに、より大きな悲しみがあつたものと感じております。

そのような中で始まった臨時休業では、家庭生活における子どもたちの見守りに対し、保護者の皆様のご理解とご協力を得ながら、教職員においては、家庭訪問や課題の配布、メール連絡、定期的な電話等を通じ、児童生徒の健康状態や学習状況を把握し、学校と家庭のつながりづくりに力を入れてきたところでございます。

一方で、このような状況におきましては、今後、遠隔授業など、情報通信技術を駆使した新しい教育の形がますます重要になるものと認識しており、本町におきましてもその整備に向け取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

このほか、この期間、各地区放課後児童クラブでは、各家庭で見ることのできない子どもたちを受け入れていただき、安心して臨時休業期間を送ることができましたことに、心より感謝をしているところでございます。

度重なる休業延長を経て、ようやく5月11日から分散登校、18日から通常登校となり、町交通安全協会の皆様や町交通指導員、保護者等のご協力をいただき、事故などもなく安全に通学できております。また、各学校とも、感染予防策に細心の注意を払いながら授業や運動、給食などを行い、順調に再開できていると認識しているところであります。子どもたちからは、「やっと学校に行けて楽しい」、「友達とたくさん遊べる」という喜びの声が多く聞かれ、感染予防に配慮した学校の新しい生活様式を実践しつつ、活気に満ちた学校生活が始まっているところでございます。

しかし、本格的な再開からまだ半月ほどでありますので、今後とも児童生徒一人一人の様子について、細やかに目をかけながら学校運営を進めていかなければならないと考えております。

また、臨時休業の影響でございますが、当然のことながら、この間、授業が行われておりませんので、習得すべき学習が進んでいないことが最大の課題であります。各学校

とも、今後の年間計画を見直し、夏休み等の長期休業の短縮、学校行事の中止等により、授業時数を確保する計画で進めております。また、学校生活に不可欠な各種検診や交通安全指導、一部の行事などについては、感染状況と予防対策に配慮しながら、実施時期を変更し対応する予定でございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 大変な状況の中だと改めて感じさせていただきました。

最初に、健康福祉の分野からご質問をさせていただきたいと思います。現在、病院で働く皆様は、自身も大変な不安を抱えながら懸命に患者や入所者の皆さんに向き合っておられて、本当に頭が下がる思いでございますけれども、職員の皆さんの健康管理、それから勤務体制などに無理なところはないのかお聞きしたいなと思います。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） お答えいたします。

町立病院におきましては、以前からインフルエンザとか結核、ノロウイルス、近年でははしかなど様々な感染症に対しまして、患者のみならず職員に関しましても感染対策を取ってまいりました。ただ、このたびの新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンや治療法も確立されておられませんので、今までの対策をより強化して取り組んでいるものでございます。患者を感染から守るということは、職員を感染から守るということとイコールでございます。

職員につきましては、毎朝自宅で検温し、37度3分以上あった場合はすぐ上司に連絡、その日は休暇としております。状況に応じましては、よく上司が聞き取りをいたしまして、先生に相談いたしまして受診を促すように徹底してございます。とにかく熱があったら休んでくださいという雰囲気をつくっております。そのための心理的負担はないものと認識しております。

発熱の患者への対応につきましても、ほかの患者への感染や対応する職員への感染の広がりを防ぐために、発熱者とそのほかの患者との動線をなるべく分けるよう、人間ドック棟を発熱外来として利用してございまして、対応する職員を限定しております。もしも場合の感染の拡大につながることはないように細心の注意を払っております。

勤務体制につきましては、先ほど申し上げましたとおり、休みが取りやすい職場づくりに努めてございまして、現在のところは無理はさせていないものと考えております。さらには、町民の皆様からいろいろ大変だべとか、発熱外来受診の患者様からは大変ありがたいというねぎらいや感謝の言葉も受けていると聞いてございまして、その辺は大変安心しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ただいま、病院事務局長からるる病院としての取組ということ、管理者、そして院長先生の本当にたゆまぬ献身的な努力に感謝をしているところでございます。ただ、やはりこういう季節、2か月ちょっとにわたって非常に患者が少なくなってきたておりますし、ましてや患者のみならず、いろいろな緊急的な取組もなかなか難しいということがございまして、相当経営を圧迫しております。しかしながら、また別視点から考えれば、これからの町立病院のありようということ、これは絶対必要なことは必要でございますが、この辺について改めて議会の先生の皆様方からもご理解とご支援をいただかなければならないのかなと思っております。

ただ、その対応策については、もう少しこの情勢を見なければ分かりませんし、本当にこれは白鷹町立病院のみではありません。全体の公立病院に対しての国としても支援策をこれからつくっていきたいと言われていたようにございます。改めて、町民の皆様方の安心安全を担保するためにも、町立病院をなくすことはできませんので、それらについて今後の対応としてこれから経営というものの視点に焦点を合わせながら、どのような経営をしていくべきなのか、あるいはどのような努力をしていくべきなのか。今までも相当議員の先生の皆様方からご協力をいただいてきたわけですが、さらなるご支援、ご協力をお願いしなければならない時期があると認識しておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 病院で働いている皆さんに本当に感謝を申し上げたいと改めて思ったところでございます。

また、今回のウイルスは本当に正体が分からず、まだ薬もはっきりと出ていないと。ワクチンが待望されるわけでございますけれども、なかなか数年後という形で大変な状況の中でございました。一回熱が出て自分でどうなのかと疑ったときに、いち早くやはり相談するのは病院でございますので、本当にご丁寧な対応をさせていただいて、またウイルス専門の医者もなかなか少ないと聞いておりますし、その辺のところをしっかりとまた町長が先頭になって医療体制の確立に努めていただきたいなと思っております。よろしく願いしたいと思っております。

自粛が続いて心配になるのが高齢者の方の体力の衰えでございます。なかなか外に出ない状況の中、ご自分で体力づくりといってもなかなかできないということで、ようやく6月に入っているいろいろな介護予防教室などが再開されたようでございますけれども、高齢者のその辺のところは何かさらなる対策を考えていらっしゃるでしょうかお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、高齢者の方々につきましては重篤化しやすいこともあって、町で健康づくり、介護予防のために実施しておりました各種教室も3月以降中止をさせていただいたところがございます。その中で、議員おっしゃられたとおり、体力の低下も懸念された部分がございますので、この中止期間につきましては、この予防教室の各種参加者の方々にはおうちでできる簡単な運動やあと栄養に関するパンフレットなどをお配りさせていただきながら、おうちでの取組ということを呼びかけてきた経過がございます。さらには、各種教室のスタッフの方をお願いいたしまして、それぞれの参加者の方に電話で声かけ、聞き取りなどをさせていただきながら、その方々のおうちの生活等についてもいろいろ聞き取りをさせていただいて、必要な部分についてのお話をさせていただいたところがございます。

そのようなことを続けながら、ようやく6月から順次再開をさせていただいているところがございますけれども、やはりこれもすぐフル活動とはいかないわけでございまして、人数の調整をしたり、時間の短縮をしたりさせていただいておりますので、やはり自宅で継続して行える運動にも取り組んでいただくことが必要と考えております。

そういう中で、特にやはり後期高齢者、介護予防が必要と思われる世代の方々につきましては、保健師による個別の運動指導などもこれから考えていきたいと思っておりますので、そのような形でできるだけ体力の低下にならない取組を考えていきたいと思っております。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） そういう形の教室に参加をされている方は、意識が高い方でありまして、もちろん健康に関心を持っている方でございます。それ以外の心配な方にもまた参加をいただけるように、さらなるPR、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これから新しい生活様式という形で推奨されておりますけれども、県でも新生活様式を知事が打ち出したようでございますが、マスクの着用が求められております。ただこれから夏に向けて懸念されるのは熱中症であります。マスクをつけることによって、なかなか喉の渇きを感じにくいと言われておりますし、熱中症ともなれば、ウイルスも怖いですが、熱中症は即、命にかかわる症状になる怖さがございます。そこで、気をつけるべきポイントなど、本当にまとめた形で分かりやすいパンフレットなどをぜひ作成していただいて、高齢者の世帯を中心にぜひ皆さんに周知などできないものでしょうか。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 新しい生活様式という言葉は5月1日に専門家会議でこの言葉が発せられ、そして5月の4日ですか、これが専門家会議から話が出てきたということでありまして。内容を見てもみますと、できるだけという表現は全て入っておりますが、身体的距離の確保、そしてマスクの着用、手洗い、手洗いについてはこれは今始まったもので

はないと。日本人はやはりかつてから清潔といいますか、それらについての取組はやってきたと。トイレの用足しをした後に手を洗うとか、外で働いた後には手を洗うとか、常に日本人はそのようなことをやってきたと、一つの生活習慣でございます。

マスクにつきましては、やはりこのたびのことについて、なかなか実態がつかめない中で、よくテレビ等で放送になります、くしゃみをするとか飛散をします。飛散したものは自分でなくて、感染していた者からの飛散をできるだけ少なくする意味でのマスク着用、感染している人のためのマスクにも役は立つと思いますが、言われているのはそのような状況でございます。それから、身体的距離の確保ということで、できるだけ2メートルと言いつつも、1メートルは最低やってほしいということでもあります。

それらが要請されているということでありまして、私が考えるには、本当にこのようなことを今後とも引き続きやっていく必要があるのかどうか。できるだけそれに近い状況はつくっていく。それよりも大切なことは、この建物の中の空間にウイルスをどうやって存在させないことをしていくのか。今、一生懸命研究をなされているようでございます。いろんな各機関が研究をなされている。例えば、一つ事例を申し上げますと、PCR検査が鼻、あるいは喉から粘液を取って確認をしておったわけですが、今は唾液からできるところまでできております。これはやはり日進月歩という以上の速さでこのコロナウイルスに立ち向かうというこれは人間としての取組でないのかなと、私は高く評価させていただいているところでございます。

ですから、この辺について直ちに私はできるものではないと思いますが、それらは新しい生活というよりも当たり前のこと、今コロナウイルスが終息していない時期において、マスク、手洗い、それからできるだけ距離を取ることは当たり前のことであって、私は決して新しい生活という表現ではないと認識をさせていただいています。できるだけそういう環境を整えることが我々は行政として必要な立場になるのではないのか。

ですから、すぐにそちらに移行するわけではありませんので、今議員からお話があった新しい生活様式と言われるものは5月5日に公表されたわけでありましたが、幾ら読んでも幾ら読んでも、今までと特段に変わった生活をやれということではなく、今コロナウイルスと叫ばれてから、国で2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の指針を公表したわけでありまして。それから、いろんなものをそれぞれの地域の中で取り組んできたわけですが、それらを集大成したときに、今後一番の取組は8割接触を減らしましょうと。これは専門家会議のお話でございまして、それは専門家会議の努力、そう発することによって我々国民もできるだけそれに忠実に従いながら、この感染を防止しようという取組をした結果が今の状況になってきているということでもありますので、新しいというよりも、いかに日常に戻るような努力を我々はしていくべきなのか。

そのための環境整備を私は考えていきたいと考えているものでございまして、そのために今、町の職員は、それぞれの担当分野でいろいろな情報、例えば一つを申し上げます

すとオゾンの発生器とか、それから紫外線のC波の発生器とか、そういうものが果たして調達ができるかどうか。もう既に学校では採用している学校などもございます。やはりそういうことを考えながら、いかに日常に戻れるように努力をしていくかということが我々に求められているのではないのかなと。まさしく新しいものに、マスクを忘れてきた子どもはどうなるのかとか、そういうことも考えながら私は取り組んでいく必要があると思っています。マスクは必要なしと、距離もある程度の距離は取っても今までどおりの生活ができる環境をどうつくっていくかが大切であろうと認識をしているものがございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 大きな建物とか公共施設はそういう形で対応していただく上で、個人的な家庭では自分たち一人一人が気をつけるべきところ、ぜひせめて町でしっかりと広報していただきたいと思っておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えさせていただきます。

先ほど議員から、マスク着用がされている中での熱中症とございましたので、この部分につきましてはやはり、おうちにいる際、また一人で何かしているときにはマスクはされていないことがあるので、これはこれまでの熱中症の対策と同じなのかなと思っておりますが、外出をして会話をするときですとか、あとは軽い運動などをするときについては、やはりマスクをしている部分での危険性、注意点などは今報道でもなされている部分があります。こちらにつきましては、高齢者に限らず広く一般に分かりやすい形で周知をさせていただく方法として、町報やホームページなどの活用を検討しているところでございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） よろしく申し上げます。

次に、教育に関してお聞きします。先ほど教育長から学校の様子を教えてくださいました。本当に子どもたちが一番負担に感じたのだと改めて感じたのですが、休校した遅れを取り戻すための方策などをお聞きしたいところですが、夏休みが短縮、また今後は学校行事などの中止などで、確保する計画だとありました。そんな中で、やはり夏休みが短縮されて、今後運動会とか文化祭などが中止になる可能性がある中で、勉強だけを強いられると言えば語弊がありますが、なかなか楽しい学校行事を経験できないまま過ごさなければならぬ子どもたちのストレスは大きなものがあるのではないかなと思います。その中で、不登校など、またいろいろな面からのいじめなどが増えないか心配ですけれども、その辺のところの対策などは考えておられるでしょうか。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） お答えいたします。

新年度に入ってから約25日間登校ができなかった状況でありますので、現段階での計画では、夏休みの短縮により約10日間を確保してまいりたいと思っております。そのほか、授業参観の削減でありますとか、遠足、芸術鑑賞教室の削減、例年5月に行っていた一斉家庭訪問の中止、これはコロナ対策でございますけれども、それから水泳授業の中止によるほかの教科への振替、放課後活動の縮小、各種行事の縮小と準備期間の縮小などの工夫を行うことで残り約15日間を確保し、標準授業時数の達成を計画しているところでございます。

夏休みが短縮になるということで、子どもたちにとっては楽しい夏休みの短縮でございます。そして、行事の削減は学校の教員にとっても非常に辛い選択でございます。ただ、各校ともに運動会、学習発表会、中学校の合唱コンクールについては縮小して実施する予定でいるところでございます。

これらの変更や見直しで、教室での座学のみが大幅に増える印象をお持ちになるのは当然かと思っておりますけれども、学習の遅れを取り戻すことを子どもたちのプレッシャーとしないためにも、時間をゆったりと確保することで一人一人により丁寧に向き合う機会をつくることができると考えております。各学校とも、そのことは共通理解した上で事業計画の見直しを行っているところでございます。

また、休業中においては、対人関係の範囲が家族、近親に限られ、家庭生活に慣れ過ぎた子どもや生活リズムが乱れた子どもも見受けられます。これから、通常の学校生活のペースに戻るに従い、登校しづらい気持ちに陥らないよう、今後とも子どもたちの心のケアを一番に考え対応してまいります。

具体的対応としましては、町教育相談員やスクールカウンセラーの派遣により、学校のバックアップ体制を取り、教育相談に対応してまいります。また、今年度増員いただいた学校生活支援員の活用により、平時以上に細やかな支援を行っていくことを確認しております。

各教員とも、遅れを取り戻すためとはいえアクセルを踏み続けることなく、また感染予防の衛生管理ばかりに神経質になることなく、ソーシャルディスタンスはキープしながら、心と心の距離、ハートディスタンスは限りなく小さくするような児童生徒との関わりを中心に据えた、学校・学級運営に取り組んでまいります。

最後に、議員ご心配の不登校についてでございます。あすで学校再開後3週間が終わろうとしております。まだ3週間でございますので軽々に申し上げることはできませんが、現段階では2か月半の休みだったと思えないほどしっかりと登校できており、大変喜んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 様々な初めて経験する取組でございますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、中学校の部活動に関してお話をお聞きしたいと思います。部活動に頑張ってきた子どもたちにとりまして、西置賜地区中学校体育連盟体育大会の中止はとても悲しくてつらい出来事だったなと思います。目標を失った子どもたちが本当に大変な気持ちだったなと、自分もスポーツをやってきたものですからすごく感じるわけですが、心のケアといいますか、その子どもたちに人生の先輩の話を聞いてもらったり、また他校の生徒との交流を実施したりとか、そういう心のケアが必要ではないかなと思います。ぜひ、折を見て実施していただきたいと思ひますけれども、その辺のお考えなどがあればお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） お答えいたします。

全国、県に引き続き、先日5月25日に西置賜地区中学校体育連盟体育大会についても中止が決定し、これまでに一生懸命取り組んできた生徒のことを思うと胸が苦しくなります。白鷹中学校では、学校再開後すぐ部活動開始とはせず、現状を受け入れ切れない生徒の葛藤に寄り添う時間を設け、教職員一丸となって支えようと取り組んでおります。

現在の感染症対策のガイドライン等では、接近や組手を要する柔道や剣道、会場の制約のある競技など、試合だけでなく通常の練習までもができない部活動もございます。生徒や保護者の皆様に不公平感が生まれぬよう、部活動ごとのミーティングを行い、生徒たちの思いを確認し、保護者への説明による理解を得てから再開といたしました。

現在、1年生の部活動見学が行われており、3年生は後輩によい姿を引き継ぐことを目標の一つに掲げ、残り少ない部活動の時間を過ごしております。

人生の先輩の話を聞いたりということについてでございますが、現段階では多くの生徒が集まって話を聞くことは極力避けたいことから、部活動の先輩に来てもらって、部ごとに練習を一緒にするとともに、その部ごとに先輩の話を聞くことを前向きに検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 1年生に教える3年生の姿を思い浮かべて、けなげな姿だなと感じました。本当に先生方もぜひ子どもたちに寄り添う形で様々な活動をお願ひしたいなと思います。

続きまして、先ほどもありましたけれども、遠隔授業など情報通信技術を駆使した新しい教育の形という教育長からご答弁いただきました。オンライン授業は全国的にもなかなか進まない現状がございます。ただ、政府は小中学生に1人1台のパソコンやタブ

レット端末を整えるG I G Aスクール構想を前倒しして実施するようでございます。当町としてはいつ頃をめどに実施の予定かをお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

G I G Aスクール構想につきましては、児童生徒1人1台端末、それから高速大容量通信ネットワークを一体的に整備することを柱としたものでございますが、本町におけます小中学生の学習用パソコン端末につきましては、これまでは学校のコンピューター室用の情報機器という考え方で、現在5.6人に1台の整備状況となっているところでございますので、本町におきましても、国のG I G Aスクール構想に沿って国の補助事業等を活用し、全小中学校での1人1台端末、それから高速大容量通信ネットワーク等のI C T環境整備を目指してまいりたいと考えております。

整備時期につきましては、現在、学校におけます具体的な活用方法を詰めておまして、そのほか家庭のI C T環境やこのたびの臨時休業といった緊急時の学びの保障という視点も踏まえまして、今年度中に整備していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 今年度中の整備ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

なかなか家庭にネット環境があることが条件なわけでございますけれども、文科省でも整わない家庭のモバイルルーターの対応など支援するようでございますので、ぜひ町としても、I C T化を推進していただきたいと思います。今後、仮に感染症やインフルなど臨時休校があったとしても、児童生徒が端末を持ち帰ってオンライン授業などもできるようになるのではないかなと思いますので、ご期待をするところでございます。

次に、商工観光関係についてお聞きしたいと思います。なかなか大変な影響が今回のウイルスの関係であったなと感じたわけでございますけれども、飲食店に客足が戻るにはまだまだもう少し時間がかかるなと思われるわけでございます。そのような中でプレミアム商品券など様々な対策を取られるようでありますけれども、町民の皆様が等しく情報を得られるようにポスターなどを作成してはどうかと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

実施主体でございます白鷹町商工会においてポスターを制作する予定でございますが、それらによって皆様方に周知を図りたいと考えてございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） また、前回のテイクアウトへの補助を行った際に、S N Sでいち早く情報を知ったという人が利用しました。飲食店側でも積極的な発信など企業努力が必

要ではないかと思えますけれども、その上で店の努力に対して、例えばのぼり旗とか、それからフェイスブックの立ち上げとか、そういう形のところを支援していただく方策はございませんでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

先ほども町長からの答弁の中で、よかった点、それから改善しなければならない点で説明をさせていただきましたが、私もやはりそういったことについて検証させていただきながら取組を進めてまいりたいと考えてございまして、特にフェイスブックであるとかホームページの作成につきましては、やはりこれはお店の単独事業としてやっていたきたいなどは考えてございます。それから、のぼり旗の設置とか、こういったものにつきましては、白鷹町商工会で今回の飲食店の応援事業につきましても設置をしたところでございますので、そういった意味では、関係する機関の中での事務費の中で対応していただければなと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） 本日の新聞報道で、県が対策宣言店認定の取組を行うという形がございました。ぜひ、町としても参加をいただいて、飲食店を後押ししてもらおう取組を行ってほしいと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

内容が一方的に県の発表でございまして、費用は半分町が持って、半分県が持ちますよという内容でしか私はまだ聞き及んでおりません。果たしてそれがどういう効果を生むのか、なぜそこまでしなければならないのかをこれから我々としては検証していくべきなのではないのかなと。これはマスコミ報道での発表でございまして、もう少し内容を確認しながら、それが後押しになることになれば当然応援をしていく必要があるのですが、非常に一方的に情報が入っただけでございまして、これについてはこれから情報を収集した上で対応すべきかどうかは判断をさせていただきたいと。

なお、今回のコロナウイルスの関係で、やはり新たな視点が出てきているということは、例えば発熱をしている患者のオンライン診察ができるというものも診療報酬の計算になりますよということになってきたと。それがまだまだこれからいろいろな課題があるかと思いますが、一つの一步、そう意味でのオンラインと。ただし、今回SNS、ツイッターで徹底的に誹謗中傷されて、自ら命を絶った方も大変残念なこともあります。この辺については私はSNSは万能ではないと思っておりますし、この辺の慎重さは私どもはやっていく必要があるだろうと認識をしているところでございます。

この辺については、例えば若い人は相当SNSに対しての認識もありますし、一斉に見ることも可能なわけですが、これから果たして高齢者の方がそういう状況になるかど

うかなどは全く私としてもつかめない部分でございますので、どのような形での利用と
いますか、活用、そして喜んでいただけるということに取り組んでまいりたいと思っ
ております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 笹原俊一君。

○6番（笹原俊一） この対策宣言店の認定ですけれども、内容を読んでも、なかなか
報道だけを見て判断するしかないわけですので、ただ本当にこういう形でいろいろな
手を打ちながら応援をしていくことも大事だと思ひますので、ぜひ前向きにご検討をお
願ひしたいと思ひます。

最後にもう一つお聞きをいたします。県をまたいだ移動宣言も間もなく解除になるよ
うでございます。ただ、経済的な理由などでなかなか帰省できない町出身の学生の皆さ
んに町の産物などを入れたふるさと小包的なものを送れないものでしょうか。なかなか
親が送っても段ボールを開けないという声も聞きますけれども、町が送ってくれたとな
れば、何と優しい白鷹町だと、私たちのことをいつも気にかけてくれているのだなとい
うことでUターンにもつながるのではないかと思ひますけれども、その辺のところお考
えがあればお願ひします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） これはいろいろなところで、飯豊町とか、あるいは大江町とかでも
う既にやっている内容でございます、それらの話もお聞きしながら、そして町内の動
向などもいろいろな形でお聞きしましたところ、今の大学生、あるいは専門学生を含め
て、白鷹町で至急判断してくれと言われたのはやはり成人式でした。成人式をやるかや
らないかをとにかく判断してくれということがまず第1点でございました。

それから、農産物等々を含め、例えば米を入れたり、いろいろなものを入れて送ると。
しかし、米の炊き方が分からない子どもがいらっしやると。かつてはやはりかまどを使
って、あるいは農繁期のときには皆さんから協力をいただいて家族でやったわけですが、
今はボタン一つでありながら米を炊くと、自炊をすると、ということはどういうことか。
まず、それが悪いとか何かではありません。アルバイトをしながら、それを自分の生活
費に充てる、学費に充てる、そして賄いで自分の食料としての価値を果たすことが非常
に一般的だそうでございます、今。

白鷹町の商店からすればそれでいいのかもしれませんが、一番待ち望んでいる物をお
聞きしますと、やはり子どもたちが帰ってくる手段を確保できないでしょうかというお
話が一番多いです。ということは、新幹線です。今までも一時期全然帰ってきていない
わけです。学校も授業をこなすために、消化するために大学もほとんど休みなしでやる
そうでございます。そういう状況の中でいかに子どもたちが半日でも一日でも帰ってこ
られるような環境を我々がつくれるかどうか。これは非常に難しいところがあります。
新幹線でございますので、JR東日本や山形鉄道株式会社との話し合いも必要になって

きますけれども、この辺についてのほうがより私はウエルカムと、白鷹町は優しいなど。食べ物では私はないと思っておりますので、この辺についてはかなり広範な研究を進めながら、一番本人にとってプラスになることを研究し、そして実施をしてみたいと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 以上で笹原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再々は10時55分といたします。

休 憩 （午前10時40分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、コロナ後を見据えた郷土資料館の整備構想について、3番、横山和浩君。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） それでは、コロナ後を見据えた郷土資料館の整備構想についてと題しまして、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスが大きな問題となりました。町民の皆様の不断の努力はもちろんのこと、当局におかれましては感染予防対策や経済対策などを矢継ぎ早に行っていただきましたことに、心からの感謝を申し上げたいと思います。佐藤町長のリーダーシップの下、引き続き町民が安心して暮らせる白鷹町づくりを進めていただきたく、ご期待を申し上げます。

さて、コロナの影響により、刻々と社会の在り方が変わるこのタイミングで、郷土資料館整備という大きなプロジェクトが進んでおります。これまでになかった感染症対策という新たな定義が浸透しつつある中で準備が進みますから、3密を避けるための展示をどうするのかなど、計画の見直しや検討が求められているのではないのでしょうか。

本日は、その方針などについてお伺いをしたく、4つの質問をさせていただきます。

最初にお伺いしますのは、展示方針についてでございます。郷土資料館の整備構想では、「見て触れて楽しめる展示」と定めておられますので、子どもたちの笑顔が目に見えるようなすばらしい方針であると思います。しかし、その一方で、今ある施設、博物館や美術館では感染症対策のため、実物に触れる、体験を楽しむような展示は中止の流れにあるようです。このような状態がいつまで続くのかは議論があると思いますが、展示方針をこのままに展示計画を進めるのかなど、何らかの検討を経て今後の方針を決められるのではないのでしょうか。

つきましては、現在の展示方針は感染症対策を踏まえて改定を目指すのか、あるいは運用面で対応するのか、それらの議論は誰がどのように進めるのかを質問させていただきます。

2番目にお伺いしますのは、展示スペースについてでございます。3月議会では、展示スペースが狭い旨の意見が文化財保護審議会からあったと答弁をいただきましたが、加えて現在は社会的距離を保つことなどが求められるようになりました。これらへの対応から、展示面積はさらに狭くなる可能性があるのではないのでしょうか。

つきましては、展示スペースの展示面積などはどの程度確保できるのか。総じてお客様に満足いただける展示ができる広さがあるとお考えであるのかを質問させていただきます。

3番目にお伺いしますのは、アーカイブ化についてでございます。正しくはデジタルアーカイブ化とオンライン展示、つまり写真や関連情報をデータ化してネットに公開するような取組と理解しております。こちらについては、昨年9月と今年3月の議会で佐藤町長自らアーカイブ化に触れておられますので、何らかの形で推進していただけるものと期待しておりますが、どのような計画があるのかは整備構想で触れられておりません。

つきましては、アーカイブ化について現在どのような検討がなされているのか、どの程度の予算を見込んでおられるのか、また、今後、オンライン展示は実物展示と比較してどの程度重視していくのかをお伺いしたく質問させていただきます。

4番目にお伺いしますのは、維持費についてでございます。新型コロナウイルスの影響で日本経済や地域経済の落ち込みが懸念されております。もしも現実のものとなれば、税収減という形で町の経営に多少なりとも影響を及ぼすものと思われれます。そして、その影響が大きくなれば、施設運営に大きな支障を来さないとも限りません。実際どうなるかは誰にもわからないことですので、万が一に備えて維持費を大きく抑えるような計画へと構想を転換することも一つの考え方としてはあるのではないのでしょうか。

行財政改革の観点から、無駄のない計画を目指されていることと思いますが、この時代背景から事業継続性を高めるために維持費を抑える検討となりますので、これまでと若干視点が異なるかもしれません。

つきましては、税収減を見据えた維持費削減への取組についてどのようなお考えがあるのかをお伺いしたく質問をさせていただきます。

なお、維持費を大きく削減する方法の一つとして、施設内での常設展示は原則として行わないという考え方があると思います。その場合でも、山峡紅の里やあゆ一むなど既存の文化施設で、定期的に企画展を開催することはできますし、町民の期待にはおおむね応えられると思います。オンライン展示によりその間の展示を補うことも可能です。必ずしもベストな形ではありませんが、来場者が常設展示へと連日、毎日押し寄せるような状況でもなければ、このような方法でサービスを提供する方法も可能ではないかと思われれますので、一つの例として紹介をさせていただきます。

最後になりますが、白鷹町郷土資料館は、地域の文化を未来につなぐ大切な施設であ

り、また新しい時代背景を受けつつ造られる全国に先駆けた文化施設になると思います。関係者の皆様にはその分のご苦勞があらうかと思いますが、そのご努力は後世に残るすばらしい文化施設づくりへとつながるものと信じておりますし、施設が完成した暁にはその取組が先進事例として全国へと発信されるもののご期待を申し上げます。

以上、コロナ後を見据えた郷土資料館の整備構想についてと題して質問させていただきます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスの対応に当たっては、ワクチンや治療薬が開発され広く使用できる環境が整うなど、終息に向かわない限り、今までの生活を営みながら新たな次のステージに移ることができないとは認識はさせていただいているところでございます。それまでの間、そのときの状況に応じた早急な対策を取っていくしかないというような認識を基本として答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問の1点目でございます。展示方針についてお答えをさせていただきます。

郷土資料館の基本的な考え方につきましては、白鷹町郷土資料館整備構想に定められたとおりですが、文化財保護審議会をはじめ、様々な方々のご意見を頂戴しながら検討を重ね、教育委員会で決定したものであると認識をさせていただいているところでございます。この構想では、白鷹町の歴史・文化に関わる学習、調査、保存・伝承を担う資料館とするとともに、町民同士の交流や町外とも広く交流を持ち、お互いに協力して地域の歴史・文化の周知と研究の深化を図るという基本方針が示され、展示に当たっては、次代を担う子どもたちが民具をはじめとする様々な歴史資料を見て、触って体験することで、白鷹町の歴史、文化、産業を知り、そしてさらにもっと探求心や郷土への誇り、愛着心が生まれることなどを願い策定されたものであると認識させていただいております。

議員ご指摘のとおり、この構想は新型コロナウイルスが社会問題となる以前に策定されたものではあります。展示方針は重要な方針の一つであり、時代の流れ、社会情勢等により柔軟に対応すべきものではあるものの、ウイルスの流行等により直ちに影響を受けるものではないと考えさせていただいているところでございます。

郷土資料館の整備に当たっては、国の地方創生拠点整備交付金等を活用して、今年度中に完成する予定ではありますが、新型コロナウイルスがこのまま収束していくのか、また第2波、第3波というような形で感染拡大が継続するのか、現段階では分からない状況でもあります。

今後の動向を注視しながらも、資料館の整備は計画どおりに進めつつ、施設のオープン時期につきましては、その時々状況に応じて検討してまいりたいと考えているとこ

るでございます。

続いて、2番目の質問、展示スペースにつきましてお答えさせていただきます。

郷土資料館は、既存の施設を改修して活用するため、スペースは限られることとなりますが、文化財保護審議会等でご意見を頂戴しながら検討を重ね、その考え方については整備構想にお示ししているとおりでございます。

具体的には、資料館となる旧十王地区コミュニティセンターのホールを一部2階建てとするとともに、収蔵用の保管倉庫を整備することでスペースを最大限に確保し、工夫した展示が可能となると考えさせていただいているところでございます。併せて、企画展の開催をあゆ一むや山峡紅の里などと連携して行うことや、各学校や各地区コミュニティセンター、民間施設に資料等の貸出しを行い、体験学習や出前講座など様々な企画と一体的に展開していくことで魅力づけをしてみたいと考えているところでもあります。

新型コロナウイルス感染の状況によっては、郷土資料館の開館に当たっては、オゾン発生器など、ウイルス不活性化に効果が認められている機器を導入することで空間のウイルス対策を講じつつ、来館者への検温や施設内の消毒など対策を取っていくことは当然想定されるほか、イベント等の開催に際しては、入館者の一定の距離を確保すること、場合によっては入場規制を行うなど、徹底した感染防止対策を講じていくことが重要だと思っているところでもあります。これは郷土資料館だけではなく、町立図書館やあゆ一むなどの公共施設でも同様の対応を取る必要があると認識をしているところでございます。

続いて、3番目のご質問でございます。アーカイブ化につきましてお答えさせていただきます。

全国の博物館や美術館においては、収蔵品や施設内の動画や写真をデジタル化し、ウェブ上で公開しているところがあり、特に新型コロナウイルス感染拡大により休館となった折には、積極的な展開が図られているようでございます。あゆ一むにおきましても、中止とされた梅津五郎画伯生誕100年記念絵画展の代わりに、初の試みとしてその展示状況につきましてフェイスブック上で動画配信する対応がなされたところでもあります。

民具をはじめとする貴重な資料を把握し、後世に伝えていくため、寸法や写真等の基本情報をデジタルデータ化し、整理していくことは必要なことと考えさせていただいております。

さらに、それらの資料をオンライン上で公開すること等につきましては、郷土資料館の事業展開の一つとして有意義であると認識はしておりますが、何をどのような手法で実施するかなどにつきましては、文化財保護審議会委員や有識者などからなる郷土資料館運営検討委員会においてご意見を頂戴しながら、開館後の郷土資料館の事業展開と併せ、今後、総合的に検討してみたいと考えているところでございます。

続いて、最後のご質問でございますが、維持費削減の取組につきましてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、公共施設の維持管理経費を削減することは、行政コストを抑える上でも大事な視点であるという認識はさせていただいております。

郷土資料館の管理運営につきましては、整備構想の中の定めのとおり、運営方式は当面は直営管理を基本としておりますが、運營業務委託や指定管理者制度の導入など、効果的で効率的な運営方法を導入してまいりたいと考えております。当初より、入館料のみで維持管理をしていくということは想定をしていない部分でもあります。到底これはかなわないことであると認識をさせていただいているところでございます。

また、開館日や開館時間につきましても、利用者等のニーズや運営コスト等を比較検討しながら、効率的な開館形態を設定するとしているところでございます。収入確保につきましては、入館料の収入以外にも町内の宿泊施設やゲストハウス、隣接する山峡紅の里や各地区コミュニティセンター、町内観光施設の連携による企画イベントなどの開催を積極的に行うことで、郷土資料館のみならず、連携する施設との相乗効果を狙い、事業継続性を確保し魅力を高めていきたいと考えさせていただいているところでもあります。

これらの方針に基づき、管理運営方法を決定し、効果的で魅力ある運営を図ってまいりたいと考えておりますので、議員ご提案の郷土資料館での「常設展示は原則として行わない」という点につきましては、現段階では考えていない状況でございます。

繰り返しになりますが、今回の事業につきましては、新型コロナウイルス感染の状況を注視しながら、郷土資料館整備構想に沿って着実に推進してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、横山議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 丁寧な答弁を頂戴いたしました。

施設整備は計画どおり進められると。施設のオープン時期は状況で対応していくということであったかなとも思います。コロナウイルスというのは変異しやすいそうです。それゆえ、完全完璧なワクチンはなかなか作れない。これから時間がたてば、治療方法が確立されて特効薬が作られると思うのですが、死亡率は下がったとしても、コロナウイルスそのものがこの社会からなくなるというのはなかなか難しい。したがって、ウィズコロナというのでしょうか、コロナと共に私たちの生活があることになるという話も聞いております。

感染者が少ないうちは通常的生活を行って、ある程度になったら少しずつ緊急事態宣言など、極端な例かもしれませんが、少し締めていくと、そういったものが今後とも続くのかなと。そういった折り合いをつけた社会になる。そういった意味では、今、

私たちが経験している生活は今後しばらく続くのかなとも考えております。私たちの生活は、いずれにせよ終息するしないに関わらず、変わらざるを得ない。そういう中では、文化施設のあり方というものも、従来の考え方だけではなく、しっかりと考えなければいけないのではないかなと思っております。

そんな中で、魅力的な企画がこの資料館の中でつくられたとしても、やはりコロナの影響でせっかく企画展をやったのに、開催が延期される、中止されることが続いてしまえば、施設側も、また利用者側もどうしても疲弊してしまうこともあります。また、マスクを着用すればワークショップはできるでしょうと、何かあったら中止すればいいということでの対策を検討すれば、ある程度はできると思うのですが、それだけではなく、コロナ以降の文化施設はどうあるべきかというところでの一歩後ろへ下がった時点での検討もあってもいいのかなと。その議論をしっかりと行った上で、今後の全体的な展示計画を設けていただくのもいいのではないかなと思います。

そのような意味では、郷土資料館運営検討委員会という説明がございました。その中には、ぜひ若い方も、若い感性をお持ちの方、デジタルアーカイブ化などについて詳しい方もしっかりと入れていただきたいなと思っておりますし、大学であるとかそういう専門的な知識を持つ方々にもその検討委員会に入っていて、そのお知恵をお借りするという方法もあろうかと思っております。改めてになりますけれども、郷土資料館の運営検討委員会に若い方をぜひ入れてくださいということと、大学等の専門知識を持つ方を入れていただければいいかなと思うのですが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

郷土資料館運営検討委員会につきましては、まず委員の構成につきましては、専門的な見識から幅広くご意見をいただける方として、文化財保護審議会、それから史談会、また白鷹歴史民俗資料研究会、それからあゆ一むや山峡紅の里、それぞれから入っていただきたいと思っておりますし、私どもの文化財活用コーディネーター、またそのほか有識者の方を構成員として想定してございます。検討委員会の開催につきましては、6月から必要に応じ予定しておりまして、資料館のスムーズな開館、それから開館後の魅力的な運営のため、貴重な郷土資料などの収蔵管理、展示活用、情報発信、様々な事業展開等について検討いただきたいと考えております。

若い方、それから大学の先生も入れてはということでもありますけれども、文化財保護審議会委員の中にも若い方は入っておられますし、あゆ一むや山峡紅の里からもできれば若い方に入っていただきたいとも思っております。また、有識者の中にも学芸員を持った若い方もいるかなと思っておりますので、そういった方々を委員としてお招きして、いろいろご議論いただきたいなと思っております。白鷹歴史民俗資料研究会の中にも大学の先生などもご参加いただいているとお聞きしておりますので、そういった方にもご

意見をいただくことも可能かなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 白鷹歴史民俗資料研究会にも大学の先生がおられるということでひとつ安心をしたところでございます。やはり、コロナ後の展示、もしくは文化施設はどうあるべきかということをしつかりと議論をしていただきたいなと思います。

その一方で、なかなかどのような展示がいいのかは現段階で答えは出しにくい、この一、二年で出しにくいところだと思います。白鷹町に限らず全国的にもそうであろうと思いますし、その間、先ほども質問させていただきましたけれども、オンライン展示というものが進むことも予想されております。こちらについてもぜひオンライン展示、オフライン展示、両方の軸を育てていく感じでぜひご議論いただければなと思っております。

オンライン展示に関しまして、現在どれぐらいのボリュームを考えておられるのか。検討委員会で検討されることだと思いますけれども、現在何かこれまで審議会等で議論された内容などあればお伺いしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

今回の新型コロナの影響で、各地の博物館や美術館がオンラインで情報を発信しているということで、いろいろな方に郷土資料館を知っていただくための一つとしてオンライン展示は有効だと思っております。ウェブ上で見てもらって興味を持っていただき、その上で資料館に足を運んで、見て触れて使っていただき、白鷹の歴史や文化を知ってもらうということが大事だと思っております。

コロナの影響で来館することや触れることが問題となれば、そのときの状況に合わせて対策を取っていくことになるかと思っておりますので、状況によってはオンラインだけで楽しんでもらうこともあるかもしれません。そういったことも含めまして、これから検討を進めます検討委員会の中で様々ご意見をいただいて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） ぜひよろしく願いいたします。

展示の内容についてですけれども、今の子どもたちは、民具を見ても、なかなかこれは何に使う道具なのか分からない方もおられるかもしれません。これが昭和であるとか、平成の初期に造られる建物であれば、何となく物を見ればわかる子どもたちがおられて、展示物に名前を載せる、簡単な使い方を紹介する、これだけである程度は分かったかもしれません。ただ、時代が進んで、これから作る民具の説明となれば、ある程度もう少し詳しい説明がないと理解に至らない可能性があるのではないかなと思います。そのような意味では、やはり展示のための準備が必要になってくるのかな、大事なのではない

かなと思います。これからの内容だとは思いますが、その辺りマンパワーの部分、そして準備期間、それらについてどのようなお考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 現在、展示予定しているのは先ほど教育次長からお話ししたとおりでございます。まず、私どもとしては、ほとんどが、多分現地を見られたと思いますが、中山小学校旧体育館に保管されている、先人が実際に使った本当に大切な農具、民具がほとんどでございます。特に多いのは水田に関わる部分、それから養蚕に関わる部分が非常に点数的には多いと認識はさせていただいております。実際、多分横山議員あたりも使った経験はほとんどない農具だけだろうと思います。実際、私どもは成長するときにはあの農具を使いながらやったと。千歯は私も経験はしておりませんが、足踏み脱穀機とか、唐箕とか、ああいうものを私どもは実際に生活に使ったものでございまして、見ればどういふものに使ったとわかります。

ただ、今議員からご指摘がありましたように、あれをただ展示して、これはこう使いますよでは全然頭に多分残らないだろうと思います。ですから、先ほど来お話がありますそのアーカイブというもので、私どもが必要なものは、フェイスブックとか何かに立ち上げて町外の人に見てもらいよりも、私どもの子どもたち、孫たちにどうやってその昔の大事な大事な我々の生活を守ってきた農具、あるいは民具を理解していただきながら守っていただけるかとか、引き継いでいくことができるかということが私は非常に大切な部分だろうと。そのためには、これから建築をして、実際に中山小学校旧体育館から持ってきても、すぐには私はそこまできかないだろうと。

やはり、それぞれいろいろな意見を聞きながら、実際にこれは季節にもよるわけです。養蚕はほとんどもうない状態でございます。養蚕小学校に今協力をいただかないと、養蚕の農具についてはほとんど実際に使用することはできないと。富岡製糸場あたりをお願いすれば、繭などもお借りできるか知りませんが、繭から糸を取るという行為なども実際にやってみせんと、あるいは今まで先駆的にやられたところからお借りしてそれを編集し直すとか、いろいろな形での取り組み、それには相当の時間を私は要するだろうと。今回の白鷹の郷土資料館がオープンするときまでは、そこまでは到底準備はできないと思っています。

順次、それについては追加をしながら、やはり我々の大切な大切な遺産を後輩たちに引き継いでいく中での手法としての私はアーカイブだろうと。それがたまたまやはり今私どもが取り組んでおります紅とか、それから徳島県の上板町と一緒に取り組んでおります藍とのコラボとか、そういうものはまた新たな視点でこれは出てくるものだろうと思っているところでございます。この辺については開館のときにそこまでの準備は到底無理だろうとは思いますが、順次この辺は専門的なご意見、これをやっている先駆的なところも多分あるだろうし、これからそういうご意見を頂戴しながら取りまとめた上

で時間もかけながら対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 本当に丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

どうしても時間がかかると、その展示のための準備に時間がかかるということ、もしくはコロナのための対応をどうするのかということ、これらを併せれば、開館と同時の展示も始めることはベストだと思いますが、町長がおっしゃるとおり時間をかけて進めることは大変大事なことだろうと思います。当面は、開館とともに収蔵したものを見せる、その後、時間をかけてじっくりとその展示の内容を詰めていくということ、大変すばらしいことかと思っておりますので、ぜひそのような考え方で進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（今野正明） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

一般質問を続行いたします。

次に、これからの治水対策と避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策について、5番、丸川雅春君。

〔5番 丸川雅春 登壇〕

○5番（丸川雅春） 今年度の始まりは、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言による外出自粛等や、様々な総会において集まりをなくし、書面議決を採用したものが大変多く、今までに誰もが経験したことのなかったものとなりました。このような中で、改めまして、普通の生活、ごく当たり前にできることが本当に一番幸せなことなんだと改めて感じたところであります。また、私よりも、町長をはじめとする町当局の皆様方に感染予防対策、あるいは緊急経済対策に早期より取り組みにご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今年も早いもので6月に入りまして、日本列島は徐々に梅雨入りする季節となりました。実際、鹿児島、奄美、沖縄、九州南部、そして四国地方は既に梅雨入りし、去る5月12日には台風1号も発生し、これから日本全国は10月末くらいまでにかけてまして、こうした梅雨前線や台風の影響により災害が発生しやすい出水期となるところであります。

本町におきましても、平成25年、平成26年のこうした時期に発生しました豪雨災害は甚大な被害をもたらし、特に平成25年の災害は激甚災害に指定されましたことは皆様ご承知のとおりのことと思います。また、記憶に新しいものでは、昨年10月に襲来した台風19号で、東日本を中心にすさまじい被害をもたらし、それによる死者、行方不明者は100人近くまで上ったということです。このときは、本町を流れる最上川も氾濫危険水位になり、睦橋上流にある2つの揚水機場が浸水被害に遭いました。また、このときの

西側山系の降雨量がもう少し増加していれば、最上川はもちろん、本町を流れる各河川も増水したことが考えられ、氾濫の危機に直面していたかもしれません。

このように、ここ数年におきましては、毎年のように日本各地において地域を選ばず豪雨災害が発生するようになりました。そして、今後におきましてもこの状況は変わらず、さらに地球温暖化に起因する海水温度の上昇による台風の大規模化や気候変動の影響により、豪雨の頻発・激甚化が通常化しやすくなり、被害の規模も拡大する傾向になってくるのではないのでしょうか。そして、このような事態は本町においても懸念されることだと思われまます。

そこで、こうした状況を踏まえまして、以下2つの点について町の考えを伺いたいと思います。

1つ目は、町が管理する河川の治水対策についてであります。さきにも述べましたが、平成25年、平成26年の豪雨におきましては、本町の多数の河川が氾濫し、それによる被害も相当数発生したと認識しております。そのため、このようなことや、昨年の台風19号による全国的な大きな河川の氾濫を教訓としましての長期的な取組になるかと思われまますが、町が管理する河川の氾濫等に対する再発防止、減災につながる対策についての考えを伺います。

2つ目は、災害時の避難所における新型コロナウイルス予防対策についてであります。これから迎える出水期におきましては、災害が発生する頻度が高くなることが考えられ、避難所の開設を必要とする事態が増加するおそれがあります。実際、本町では昨年の台風19号時には警戒レベル3が発令され、51名の方が避難されました。また一方では、直近の全国的な1日当たりの新たな新型コロナウイルス感染者は大分減少してまいりましたが、第2波の感染拡大も排除されず、油断できない状況であります。

そして、まだこのような状況下ではなかった昨年の台風19号では、福島県いわき市の避難所においてノロウイルスの集団感染が発生したという報告もありました。このように、常に避難所にあつては様々な感染症が蔓延しやすい環境であると言われております。そのため、現在のような状況下におきましては、避難所における新型コロナウイルス感染防止に対し、万全の対策を講じなければならないと思われまます。町としてどのような考えがあるのかを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 丸川議員の一般質問にお答えする前に、丸川議員からお話ございました、我々の生活の中で、ごく今まで当たり前前に生活を送る普通の日常というものありがたみ、大切さということ、私も同じような認識の中で、いかにそれに戻っていくかということに対して私は期待をしていきたい。我々の先人たちは、今インフルエンザ

という形で残っておりますけれども、スペイン風邪、ちょうど100年ぐらい前の話だと確認をさせていただいておりますが、日本の中でも二千数百万人が罹患をし、二十数万人が亡くなったと言われておりますが、やはりそれが直ちにこのワクチンとか特效薬が出たわけではないわけでございますけれども、今までの歴史からいきますと、先ほど笹原議員からもありましたような、形を変えていくことがウイルスはあるようでございます。大体3年から5年でほぼその症状が表れなくなってくるということがこのウイルスの中では特徴があるようでございます。

しかしながら、それが万全だということではないわけでございますが、一日も早くこのワクチンと治療薬が開発されることを心より希望するとか、切望していきたいと思っております。それまでには我々もできる限りの対策を取りながら、白鷹町だけではなくて、山形県、そして日本の中においてもできるだけ感染者数を増やさない努力は我々に課せられたものであると認識をさせていただいておりますので、今後とも議員の皆様方を含めて、町民の皆様方にいろんな形で私どもは周知、そしてPRをしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましても改めてお力添えを賜りますことをお願い申し上げたいと思っております。

それを前段にお話を申し上げながら、丸川議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、行政報告や笹原議員の一般質問に対する答弁のとおりであります。このような中で、これから雨の多い季節となり、近年におきましては短時間で降雨が集中するゲリラ豪雨等が頻発しているところであります。感染症拡大防止の対応と併せて、従来の災害対応におきましても対策を講じてまいる所存でもあります。

それでは、初めに町が管理する河川の治水対策につきましてお答えをさせていただきます。

本町に置きましては、平成25年度、平成26年度に発生した豪雨災害は、これまで本町が経験したことのない山腹崩壊を伴うものでもありました。町内各地で多量の土砂と流木が下流へ流出し、平地部で河川が土砂・流木により埋塞され、特に西高玉地区や貝生地区におきましては、周囲の農地・住宅地に甚大な被害を及ぼしたのもありました。

町管理の河川におきましても、準用河川本田沢川、蒔沢川、谷町川、普通河川新田沢、大杉沢、唐松沢において大きな被害が発生し、町民の皆様のご理解の下、関係機関のご指導、ご支援を得ながらこれまで復旧に努めてまいったところでもあります。

このような教訓や近年の気候変動の状況を踏まえ、町民の皆様の安全安心な生活を確保するためにも、治水対策は継続的に取り組むべき課題であると捉えさせていただいているところでございます。

これまでも、国・県事業により多くの土砂災害等の対策を実施していただけてきたと

ころですが、一方で町内には多くの河川が存在することから、治水対策は過去に発生した水害の規模、頻度、発生原因、被害特性等の諸事情を把握し、それらを総合的に勘案して、それぞれの河川の改修等の必要性・緊急性を比較しつつ、その程度の高いものから実施していく必要があると考えているところでもあります。

現在の本町の河川における治水対策は、河川狭窄部のしゅんせつや樹木群の伐採などの溢水、越水防止措置が主である状況であります。今年度、総務省より緊急的な河川等のしゅんせつ経費が財政措置のある地方債の対象とされたことを踏まえ、これらを活用しつつ、計画的に河川のしゅんせつを実施するため、現地調査を行うなどの対応を進めているところでもあります。

今後も、治水対策の必要性・重要性を踏まえ、流域の住民の皆様の生命、財産の安全を確保するため、パトロールの実施や現地確認に基づいて被災箇所の応急対策を実施するなど、国・県並びに関係機関のご指導、ご支援を得ながら、河川管理及び治水対策に努めてまいり所存でもあります。

次に、農林所管における治水関連対策につきましてお答えをさせていただきます。

平成25年、平成26年の豪雨災害におきましては、森林の荒廃に伴う流木や土砂流出の発生などにより、町内各地で被害を受けたことは先ほども申し上げたとおりでございます。これらを踏まえ、本町におきましては、森林整備とともに木材の有効活用に向けた公共建築物の木材利用に対しても積極的に取り組んできたところでもあります。

また、山地の荒廃防止のための治山ダムなどの設置等につきましては、県にご協力をいただきながら対応してきているところでございます。現在、高玉地内・大鮎貝川、貝生地内・若布沢、十王地内・三ツ滝、佐野原地内・真木ノ沢の4か所において工事が進められているところでもあります。

山裾に設けられていることも多い農業用のため池につきましては、かんがいを本来の目的としながらも、下流域の被害を軽減する洪水調整機能も有しているわけですが、施設の老朽化対策も重要となっております。町内のため池のうち7か所につきましては、人家及び主要道路に多大な被害を及ぼす可能性があるものとして県により防災重点ため池として指定されており、豪雨時等における現地状況把握から点検結果報告までをスムーズに行える体制強化が図られているところでもあります。

また、町では今年度、万が一ため池が決壊した場合を想定した避難経路等を示したハザードマップを作成していくこととしており、町民の皆様の防災意識の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、農業用としての受益地を喪失しているため池としまして、令和元年度は佐野原地区の荻の窪ため池を、今年度におきましては鮎貝地区の中丸ため池の廃止工事を実施しながら、被害の未然防止にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後の農業用ため池につきましては、各管理者の方と協議しながら、状況によ

っては廃止とすることも視野に調整し、町民の皆様の安全安心を確保してまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策につきまして、お答えをさせていただきます。

災害時の対応といたしましては、これまで同様に災害への備えを行ってまいりますが、近年の災害では、市町村レベルにおける行政の危機管理能力を超える事態が発生することが想定されるため、町民の皆様自身の自助・共助の必要性が不可欠と考えているところでもあります。そのため、リスクコミュニケーションによる行政、関係団体、民間企業、町民の皆様の役割をそれぞれ明らかにさせていただきながら、意識共有や協力関係づくりが重要であると認識をさせていただいているところでございます。

これらを踏まえつつも、新型コロナウイルス感染症の防止対策に対応し、3密の回避を意識した新たな避難の形が必要になるのではないかと考えさせていただいているところでございます。町職員はもちろんのこと、自主防災組織の研修会等も開催し、感染リスクを抑えるための方策につきましては情報共有を図ってまいりたいと思っているところでございます。

さらには、笹原議員にご質問にお答えさせていただきましたとおり、それぞれの施設の空間にウイルスをどうやって発生させないか、発生したウイルスをどうやって消滅させていくかという機器が今それぞれ開発もされているようでございまして、それらの導入については若干時間がかかるかと思いますが、それぞれの避難所にそれが設置できるよう、そして時間的タイムラグがあるわけでした、そのタイムラグを活用した中で改めてコロナウイルスを含めたウイルス菌をどうやって駆除できるのか、これらについても重要な位置づけと認識をさせていただいての取組をしてまいりたいと思っているところでございます。

また、今般、政府の防災基本計画が改定されたところであり、新たに避難所における感染症対策などが明記されております。これを受け、町といたしましても、早急に防災計画を見直す必要があると認識しているところでございます。

昨年発生いたしました台風19号時には、一時避難所も含めて51名の方が避難をされておったところでございます。避難者が一番多い箇所となった荒砥地区コミュニティセンターであっても14名の避難であり、収容人数には余裕のある状況となっておったことも事実でございます。災害の規模、種類にもよりますが、今後におきましても、まずは各地区コミュニティセンター、学校等の指定避難所への避難を優先し、避難者数の状況を見ながら、分館等に分散する手法で3密を回避する対策なども考慮していく必要があるのではないかと認識をしているところでございます。

避難勧告の発令におきましても、可能な限りきめ細やかに対応し、避難の必要な地区のみに発令することで過密状態となることを避ける努力はいたしますが、いずれにいた

しましても、町民の皆様方にもご家庭内において事前にハザードマップをご覧いただき、自分の住んでいる地域の状況や災害発生時の行動、避難経路などを確認していただくほか、災害時の協力関係等についても地域で情報を共有していただくなどの対応をお願いしたいものだと考えていただいているところでございます。

避難所の感染防止の備えにつきましては、先ほども申し上げたとおりでございますが、体温測定を行うほか、咳エチケット、手洗い等の励行に関するチラシを配付しての注意喚起とともに、できるだけ世帯間のソーシャルディスタンスを確保し、定期的な換気、消毒により、避難所内の衛生環境の保持に努めてまいりたいと考えているところでございます。マスク、消毒液等の感染防護具につきましては、町でも準備を進めてまいりますが、可能な限り持参いただくなどご協力くだされば大変ありがたいと考えているところでございます。

当然、発熱等の症状が確認された場合の対応につきましては、医療機関と連携し、必要であれば隔離、搬送について迅速に行えるように連絡体制の構築を進めてまいりたいと考えているところでございます。

町といたしましても、各地区自主防災組織や施設管理者の皆様方と情報共有を行い、連携を図りながら、安心して避難していただける避難所運営に努めてまいる所存であります。

以上、丸川議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は1時15分といたします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

丸川議員の一般質問を続行いたします。

5番、丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 先ほどにおきましては、町長の答弁、本当にありがとうございました。特に、治水に関しましては、農林所管、森林整備、そして農業ため池対策の治水対策についても触れていただきまして、本当にありがとうございました。

私は、3月定例会においても、今年度の予算審査で河川の堆積土砂や不用木の除去について質問させていただき、そのとき当局より、先ほど町長の答弁にもありましたが、国に今年度新たに緊急浚渫推進事業が創設されたので活用できないか検討してきたいという答弁をいただいております。この新事業は、先ほど町長もおっしゃいましたが、緊急的な河川等のしゅんせつ経費について地方債の発行を可能とするための特例措置であり、事業年度が令和6年までの5年間で、対象事業においては準用河川も該当し、地方財政

措置においては充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%と大変有利な起債であると認識しております。

そこで、平成25年、平成26年の豪雨災害では、先ほど町長の答弁から大きな被害が発生した河川については伺いました。しかし、そのほかにも氾濫しました河川があると思いますが、その原因となったものを取り除くために、この事業の内容が該当する準用河川についての把握はされておられますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

まず、緊急浚渫推進事業でございますが、本事業の対象となります事業につきましては、土砂などの除去や処分のほか、樹木の伐採なども含めるとされてございます。国土交通省より示された基準によりまして、個別計画に実施する箇所を位置づけ、河川の氾濫による人家への影響度合いによる危険度区分によりまして優先順位を決定するものでございます。

本町といたしましては、適正な河川管理の観点から、パトロール等によります現地確認に基づきまして、土砂堆積の著しい箇所、あるいは高木が樹木群として繁茂している箇所、あるいは倒木が見られる箇所などについて、下流の人家に影響を及ぼすおそれのある箇所等につきまして、11月の事業計画の提出に向けまして十分精査を行わせていただいて、優先順位をつけながら必要な手続を踏まえて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

先般も2河川ほど現場の確認をさせていただきましたので、今後もそういった河川の確認をベースにしながら取組を進めさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、建設水道課長が説明させていただいたとおりでございますが、今まで倒木もなかなか処理できなかったということは、準用河川等々については地権者が入り組んでいまして、要するに倒木そのものは杉の木が大部分であります。その杉の木の所有者もおられるわけですし、この辺の調整をきちっとやりながらやっていると。

それから、河川につきましては、ところどころで取水をしております。取水はやはりある程度コンクリートで固めながら取水をやっているのですが、そういうところが非常に老朽化して、総じて大変危険な状態になっている箇所も若干見受けられますので、この辺はやはり地域のご協力、そして工事の時期等々についてはやはり田んぼ等々への水を使わない時期にならないと、なかなかそれは工事として入ることも難しいと。

それから、もう一点は、経費が河川の場合は非常に高いということでもあります。これは、道路がきちんと脇についておりませんし、もともと入る場所も大変狭いところから入って工事用の道路を造らなければならないとか、いろんな制約がございまして、少し

単価も高くなったりしますので、この辺については技術を持っている職員ともいろいろ話をしながら、安全ということが大前提ではございますが、できるだけ安価になるように努力をしていきたいと思っておりますので。

なお、地域の声というものは、やはり議員の皆様方のほうが身近にお声を聞いておられる場合もあると思っておりますので、私どももお聞きいたしますけれども、ぜひ私どもにお届けくださるようお願い申し上げたいと思っております。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ただいまの町長から心強い言葉、本当にありがとうございます。一回経験した方でないといふのは本当に分からないと思っておりますので、これは先ほども申し上げましたが大変有利な起債で、本当に魅力のある事業だと思っておりますので、どうかこの事業に手を挙げていただきまして、活用していただくような段取りで進めていただきたいと思っております。

続きまして、治水とは、人々の暮らしを洪水等の災害から守るために行うことを考えれば、災害に備えることも治水事業の一部と考えられます。農業用ため池ハザードマップ作成の計画があるようではありますが、そこで準用河川といいますか、町が管理する河川、例えば激しい雨が降ってきたときの準用河川における刻々と変化する水位への状況の把握はどのような方法で行っているのかを伺いたいと思っております。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

まずは、本町の真ん中を流れます最上川につきましては、町内菖蒲観測所におきましてデータが収集されておりまして、これも公表されている状況でございます。また、小鮎貝川、あと貝生川につきましても、危機管理型の水位計が設置されております。こちらは県の管理になっておりますが、こちらにつきましてはパソコン、スマートフォン等で確認することも可能になっております。それ以外の河川につきましては、観測データを取れるものがございませんので、職員によります河川パトロール、それから水防団にお願いしての目視での確認、あるいは自主防災組織から寄せられます情報などをお聞きしながら判断している状況でございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ただいま総務課長より、危機管理型水位計という言葉が出たわけですが、私もこの危機管理型水位計はちょっと調べさせていただきまして、実際、河川情報センターのサイトにアクセスしまして、スマートフォンで水位等の確認をしてみましたら、本当にすんなり見ることができました。せっかくこのような水位計を県で設置していただき、アクセスすれば誰でも見ることが可能であることを考えれば、町のホームページ等に掲載していただきまして、町の災害という欄、ハザードマップ等が掲載されてあります欄もありますので、そちらの緊急情報の欄にこの危機管理型水位計の

活用の仕方等を掲載していただきまして、誰でも確認できるようにしていただければと思います。

そして、小鮎貝川、貝生川は平成25年でも氾濫したと認識しておるところです。そのような川の西側、東側にそういうものがあれば、近くの人はその川の水位を参考にして避難する準備ができると思いますので、ホームページへの掲載等についてはどのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ただいま議員からございましたように、町民の方、誰でも見られるようにはなっておりますけれども、よりアクセスしやすいように町のホームページからリンクできる形にさせていただきたいと思います。

なお、気象庁など、県でも雨量、水位の確認もできるサイトもございますので、こちらも併せて検討させていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 経験したことがある人は本当に水害は大変怖いと思いますので、そのような対策をよろしくお願ひしたいと思います。

四方を海に囲まれ、梅雨という季節を持ち、台風の影響を受けやすい日本においては、これからも治水とは切っても切れない関係が続くと思われまますので、様々な対策をよろしくお願ひしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

避難所における感染防止対策についてであります。また完全な終息が見られない新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国からも先ほど来、新しい生活様式が示されたことが話題になっております。災害避難所での生活もこれに準じなければならないと思われまますので、相当運営に当たってのマニュアルは変更も必要になってくると思われまます。

やはり、局地的で小規模な災害であれば、現在の町指定避難所は15か所と認識しておりますが、これらの避難所開設で大丈夫と思われるわけでありまます。最上川の氾濫、あるいは大地震の災害が起こったとき、広範囲にわたる大規模な災害であれば、先ほど町長からも答弁がありました分散型になってくると思われまます。このような分散型の想定施設、福祉避難所等についても考えていかなければならないと思われまます。このような分散型の想定施設はどのような施設を考えておられるのかと、あと数についてどのような考えがあるのかを伺いたいと思われまます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答えを申し上げます。

まず、災害、特に豪雨災害につきましては、その地域の今、どのような雨が降っているのかということ、相当今はゲリラ豪雨で一過集中で降ることが見受けられます。実は、19号のときに我々も経験いたしました。あの高玉地区で稲わら等々が流された。実は、

他市町でもそのような状況で稲わらが相当流されたことがあったわけでございます。状況を見ますと、ほとんど内水面の状況です。ということは、最上川が増水したのために、どうしても流れ込むわけですね。そういうところで今までも大きな全国的には被害もあったわけです。そのような状況で最上川に流れ込むことができない状況の中で内水面がどんどん、どんどん高くなってきているという水害が発生したということでもあります。

これから、我々もそのような形での水害は当然想定しながら取り組んでいく必要があるだろうと思いますが、それと同時に豪雨災害の場合はタイムラグがございます。今現在、行政としては各地区コミュニティセンターに担当職員を配置しております、こちらでいろいろな情報を分析しながら、避難所を開設したほうが町民の皆さんにとって絶対プラスだという判断をしたときには、直ちにこの避難所の開設に当たってまいりたいと思います。

そうなりますと、担当者が先乗りいたしまして、資材等々の確認、避難用具についての確認などもいたしまして今まで取り組んできたということになります。ただ、今現状の中で果たしてそれだけで済むかという、やはり新型コロナウイルスの話もあったようなことございまして、どうしてもその分散型となりますと、施設が相当数が必要になってくるだろうと。ただし、まだ一回も我々はその分散型という取組はやったことがございませんでした。今までは全部コミュニティセンターを中心とした、あるいは体育館を想定した中での避難訓練をやってきたつもりでございます。

そして、いろいろなところで今実証実験もなされているようでございますが、コロナという感染症対策を念頭に置いてやりますと、収容人数、今までの人数の3分の1程度しか入らないと。要するに2メートル離す、そして世帯ごとに分けるということを考えますと、そんなことだと伺っております。それが半分になるのかは分かりませんが、そういうことを想定した場合には、やはり分散型を考えざるを得ないのではないかと。

分散型は果たしてどういうことだろうと。当然、分館などは頭にあるわけですが、例えば一家庭を想定して避難をしていただく先をお願いをするとか、その民家になるべく動かないでくれという形になるのかどうか。この辺は状況に応じて判断するしか私はないと思っています。その状況は、実は勧告に伴って避難をしていただくとか、避難指示を出すとか、これはもう私どもでしか出せないわけございまして、それは責任の問題が伴うからであります。

兵庫県の佐用町で深夜に避難指示をしたことで、夜中でございますので、そのときに出た方が家族で水路に流されたというケースもありました。あの場合は、2階に避難すれば何のことはなかったものが、やはりそういうことの実証は一切やっていなかったということございまして。この辺については、我々もこれから検討を進めていきたいとは思いますが、ただやみくもに一か所に避難してくださいでなく、先ほど言いまし

た分散という考え方は、分館もあるだろうし、地域の中で使っている集会場所的なものもあるだろうし、その辺は念頭に置きながら、地域の自主防災組織との連携をどうやって取っていくかが最大の課題になるだろうと私は思います。

今、白鷹町はおかげさまで自主防災組織が100%ということで、いろいろな防災訓練のときにはそれぞれの地域の中で集まっていたら、その訓練もしていただいているわけですが、現実の避難になりますと、それだけでは到底済まない部分があると。そして、果たしてそういう避難をするときの資材などあるだろうか。そして、今のコロナ禍もあるわけですし、これは一概に今ここでこうします、ああしますということはちょっと言えないわけですが、その状況、状況によって判断をさせていただきたいと思ったり、ぜひお願いしたいのは、以前にも申し上げましたけれども、こちらの指示に従って統率のとれた形で、自分の命は自分で守ることを念頭に置きながらその避難をぜひ確実に実行していただきたいことをお願いしたいし、また私どもとしてはそういう形での地域の皆様方をお願いをしてまいりたいと思っているところですので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） やはり、避難となればこのコロナ禍においても自助が一番基本になることなのかなと今思ったところであります。

そしてまた、こうしたコロナ禍における避難を考えれば、やはり避難所においては、先ほど町長の答弁にもありました、初動のマンパワー、かなり普通の避難所においても混乱するところをまた多分混乱すると思われまますので、この自主防災組織との連携においても講習会等を持って共通意識を持つ計画をしているという答弁もありましたので、これは本当に大事なことだと思います。ぜひ、お願いしまして、避難を受ける側でも勝手な行動にならない対策をとっていただきたいものだと本当に思うところであります。

また、先ほど来も笹原議員からもありましたが、これからの暑さ対策ということで、ただでさえこれから暑くなって、避難所でマスク着用となれば熱中症のことを考えなければならぬと思います。最近新聞におきまして、毎日熱中症で救急搬送される記事も出てきましたので、これからのコロナ対策としてマスクは重要なことであるわけで、その避難所での暑さ対策を本当に考えなければならぬと思いますが、空調設備も整っていないところがほとんどだと思いますので、そのような暑さ対策についてはどのようなお考えがあるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

これから暑くなりまして、エアコンがついている場所につきましてはそれを活用いただくこととなりますが、そうでないところについてはやはり窓を開けて扇風機を回してという形になるかと思っております。ただ、その以前に電気が通じているかがまず第一かとは

思いますので、その辺の対策もこちらで検討させていただきながら、避難所によっても状況が違うと思いますので、その辺を加味しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） いつの避難のときも、体調関係は大事なことだと思います。本当によろしくお願ひしたいと思います。

また、避難中に例えば発熱が出た場合の、先ほど町長からの答弁をいただきました医療機関との連携、体制の構築を進めていく話もありましたが、発熱した人に対する誹謗中傷も考えられるわけでありまして。どういうもので発熱したかは分かりませんが、あの人はコロナなどという心ない言葉が出る可能性もありますので、そういう誹謗中傷等に対する考えと伺いますか、その対策、防止について、これは大変難しいことだと思いますが、どのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

これは人間としてどう生きるべきなのかということにたどり着かざるを得ないのではないかと。先ほど笹原議員の質問のときにも例示を出させていただいたのですが、木村花さんというプロレスラーがあるテレビの中で普通の生活をやっている部分を放映し、テレビであるということの中においてもあのような心ないものが叫ばれてあったということでもあります。

実は、議員が今おっしゃる内容には町内の中にもそのようなことが心配されるケースがあったということでもあります。ただし、これは誰がどう言っているか全然わかりません。今、総務省でその発信者を突き止めるために法改正も含めて考えていきたいということですが、ただやはり個人情報を守り、表現の自由と伺いますか、表現はそれぞれの個性に応じた表現を守っていくことなどもこれは当然必要なことでありまして、この辺の整合性をどう取っていくべきなのかと言われますと、もうはるかに私の能力を超えた部分での議論になるものと思っています。

これは、幾らそういう誹謗中傷とそれぞれの意見の違いとは全く違いますよといいますが、毎日毎日、連日誹謗中傷がなされるということでありまして、この辺は本当にどのようにしたらいいのかと、こうすればそれはなくなるのではないかとということしかないわけでございまして、これについてはSNSのみならず、一般的な中でもそういうことが証明された場合に、どういう罰則等々を設けていくかとなりますと、これこそ生活のしにくいぎすぎすした社会にならざるを得ないのではないかと私はそう思います。ですから、その辺の整合性を取るためにも、それぞれのお互いの信頼、そしてそういうことがない社会をつくっていくために我々は取り組んでいく必要があるのではないかと。

一つの事例としては、毎年7月1日に行っております社会を明るくする運動を展開しております。いろんな方々がそこに参画をさせていただきまして、私どもも取り組んでい

るわけですが、それを児童生徒にも伝えているわけではございますけれども、現実的にそれが大人の世界で起きることにつきましては、本当に残念無念ではございますけれども、何とかそうでない社会をつくるために、私は一致団結して機運を盛り上げていくしかないと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 本当に大変な難しい問題で、情報技術が発達した世の中であればあるほどそういう可能性が出てくるわけであります。本当にこれは個人の倫理問題であるように思われますので、その辺はやはり自分も気をつけていかなければならないこと以外ないと思われます。

そして、最後になりますが、この感染症においては、本当に正しくおそれ、他の人への感染を防止するためにも自分自身が感染しないことが一番大切なことだと思われます。そのために、避難所においても毎日の検温、マスク着用、手洗い、手の消毒等が大事になってくるわけであります。こうした衛生面については、先ほど基本、町で準備していただけると返答していただきました。検温においても、体温計を持参していただき、共用を避ければスムーズになるし、また本当に大震災のような長期になれば、不足する備品も考えられてきます。このため、できれば携行していただきたい備品やこのコロナ禍の中における災害避難に対する町としての考え方をあらかじめ町民の方に知っていただくことも大事だと思いますので、どのような考えがあるか伺いたいと思ひます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

実は、このたびのコロナの問題で、地域の行事がほとんどやめられると、やめざるを得ないということですね。と同時に、地域づくりにおきましても、大変残念ながら、それぞれの町内の総会すらできないという状況がございました。その際に、我々もいろいろ考えさせていただいたものは、地域づくりの原点は地区であり、町内であると。そういうご理解をいただきながら、特別職という形で区長を任命するといいますか、そういう形での条例改正もさせていただいたわけございまして、まちづくりはやはり地域と一体でやらざるを得ないと私はそう思っております。しかしながら、できなかった大きな理由について、とにかく3密を避けるということございまして。

ここまで落ち着いてきたときに、どう次の手を打つかという中で、実はコミュニティセンターに非接触型の体温計を準備させていただいております。同時にアルコール消毒液も準備させていただいております。ですから、その分館ごとにいろいろな会議をする、あるいは打合せをするときにはコミュニティセンターにご一報いただくとそれを貸出ししていただけるということでありまして。これは区長に全てご報告を申し上げていると

ころでございます。これは、コミュニティセンターと区は若干違うわけでございますけれども、経営という面ではほぼ同じだろうと思っております。

ただ、やはりその備品をもっと増やしたいと思っておりますが、ようやく非接触型の体温計が少し余裕は出てきたようでございますが、それ以外のものについては、ご案内のとおり、70度以上のアルコールがまだ酒屋さんで作らざるを得ない現実的な状況であることを考えますと、まだまだ地域にそれが行き渡るまでには少し時間がかかると。我々としてはやはりそういうことを念頭に置きながら、絶えず私どもとしてはそういう備品の補充ができる体制づくりを考えて今おります。

これはまだ言えないわけでございますが、いずれ今会期中に私どもとしてはそういう対応ができる体制を整えて取り組んでいきたいなと。かなり早く注文をしても、来るのに相当時間がかかるということがありますので、そういう部分についてできるだけ充足をしながら、そして町民の皆さんに安心していろいろな行事ができるように最大限の努力はしていきたいなと。ただし、これは毎日いろいろな方々といろいろな方が接触をするわけでして、それが感染は誰も分からないわけです。ですから、絶対はあり得ないとはこれは言えないわけでして、ですからその辺が今いろいろな機器を使いながら、その方が移動したところは全部痕跡が残るとも言われているようですが、私はやはりそれも多分かなり不安がお互いにあるのではないのかなとは思っております。

ただ、先ほどありましたように、いつどこで誰が発症しても、その人が人権に関わることだけは避けていくことと、お互いに、先ほど議員からありましたように、手洗い等々についてはアルコール消毒を含めてお互いに気をつけながらやっていくことで、できるだけ感染はしないようにやっていくことが必要なのではないのかなと。あくまでも、いろいろな機器についてはこれからも補充しながら、コミュニティセンター等々に私どもとしては充足していくように努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ありがとうございます。本当に、避難所における感染症対策は長期にわたる避難生活を想定して考えていかなければならないと思います。本当に一日も早くこの感染症が終息することと、大きな災害が発生しないことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（今野正明） 以上で、丸川議員の一般質問を終わります。

ここで、町長より、笹原議員の一般質問に関し発言を求められておりますので、許可いたします。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 先ほど、笹原議員の一般質問におきまして、6月2日現在、セーフティネット補償の認定件数が29件という数値を申し上げましたけれども、これは大分以

前の話でございまして、現実的には38件という数字でございまして。

それから、「買って贈ってキャンペーン」の利用を私は65件と申し上げましたけれども、実数は70件となっておりますので、大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げながら訂正をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 会議を続行いたします。

○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第6、議第38号 白鷹町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第38号 白鷹町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町監査委員、竹田謙一は、令和2年6月13日に任期が満了するので、引き続き同人を白鷹町監査委員に任命するため提案するものであります。

今、申し上げましたとおり、住所、白鷹町大字荒砥甲387番地。氏名、竹田謙一。生年月日、昭和22年1月27日。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第39号 白鷹町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第39号 白鷹町固定資産評価審査委員

会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町固定資産評価審査委員会委員、江口信利は、令和2年7月19日をもって任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものであります。

その後任者でございますが、住所、白鷹町大字高岡4309番地。氏名、村上茂一。生年月日、昭和33年4月14日であります。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第39号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議第40号～議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第40号から日程第18、議第50号まで、白鷹町農業委員会委員の任命について11件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第40号から議第50号まで、一括いたしまして提案理由を申し上げます。

農業委員会委員は、7月19日をもって任期が満了するので、次期の農業委員会委員を任命するため提案するものであります。

議番号、任命する者の住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

議第40号、白鷹町大字高玉3993番地、児玉匡樹、昭和55年12月9日。

議第41号、白鷹町大字横田尻1666番地、丸川正博、昭和30年2月26日。

議第42号、白鷹町大字山口2079番地、中川要一、昭和29年8月18日。

議第43号、白鷹町大字鮎貝2208番地の5、伊勢亀崇男、昭和21年8月30日。

議第44号、白鷹町大字高岡2160番地、樋口金一郎、昭和28年4月5日。

議第45号、白鷹町大字荒砥甲911番地の1、高橋康子、昭和28年5月25日。

議第46号、白鷹町大字菖蒲64番地、齋藤永治郎、昭和27年2月18日。

議第47号、白鷹町大字滝野252番地の1、小林孝次、昭和30年11月16日。

議第48号、白鷹町大字浅立4098番地、村上浩康、昭和35年5月22日。

議第49号、白鷹町大字広野2679番地の3、新野 清、昭和31年7月4日。

議第50号、白鷹町大字畔藤669番地の2、鈴木政司、昭和32年9月1日。

なお、新たな農業委員会委員の任期は、令和2年7月20日より令和5年7月19日までとなります。

以上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第40号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第41号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第42号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第43号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第44号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第45号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第45号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第46号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第46号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第47号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第47号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第48号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第49号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第50号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第50号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時15分といたします。

休 憩 （午後1時59分）

再 開 （午後2時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

会議を続行します。

○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第19、議第51号 白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第51号 白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第51号 白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

白鷹町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第20、議第52号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第52号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定を定めるなど、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○**税務出納課長（高橋浩之）** ご説明いたします。

議第52号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

一部改正要旨により説明いたします。議案書を4枚おめくりください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正等に伴い、登記簿上の所有者が死亡した場合において、現所有者は賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を提出しなければならないこととする規定や、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例を定める等、所要の整備を図るものでございます。

主な事項のみ説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部改正。

第13条第1項第2号と第20条は、ひとり親控除の創設と寡夫控除の廃止に伴い、規定を整理するものです。

第65条の3、登記簿上の所有者が死亡した場合において、現所有者は賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を提出しなければならないこととするものです。

第84条第2項、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数の換算方法について定めるものです。

次のページをお開きください。

附則第14条第1項と附則第14条の2第3項は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものです。低未利用土地とは、その年1月1日現在で所有期間が5年を超える都市計画区域内にある適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期利用されていない未利用地と周辺地域の利用状況に比べて利用の頻度が低い低利用地の総称です。低未利用地等とは、低未利用土地またはその上に存する権利のことです。

第2条 白鷹町町税条例の一部改正。

3ページに行きまして、第84条第2項、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数の換算方法について見直すものです。

次のページをお開きください。

第3条 白鷹町町税条例の一部改正。

附則第7条の2第16項、わがまち特例による新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準特例の創設に伴い、条例で定める割合を0とする規定を定めるものです。

附則第12条の2第1項、軽自動車税の環境性能割を非課税とする期間を6か月延長するものです。

附則第30条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予等の申請書を提出した者が、町長から当該申請書の訂正、または当該添付すべき書類の訂正、もしくは提出を求められた場合、その旨の通知を受けた日から、訂正、または提出しなければならない期間を20日とする規定を定めるものです。

第4条 白鷹町町税条例の一部改正。

附則第31条、個人町民税所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の中止もしくは延期、またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金、その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に寄附金を支出したものとみなして、寄附金控除の対象とする規定を定めるものです。

附則第32条、個人町民税所得割の納税義務者が前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用を受けた場合における個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、通常より1年延長することとする規定を定めるものです。

附則

第1条、公布の日から施行するものです。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第1条第1号、第1条中白鷹町町税条例第66条第1項及び第84条の改正規定は、令和2年10月1日から施行するものです。

第1条第2号、第1条中白鷹町町税条例第13条第1項第2号から第28条第1項ただし書きまで、附則第2条の2、附則第2条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第3項及び第4条の改正規定は、令和3年1月1日から施行するものです。

第1条第3号、第2条中白鷹町町税条例第84条第2項の改正規定は、令和3年10月1日から施行するものです。

第1条第4号、第2条中白鷹町町税条例第10条から第42条の2まで及び附則第2条の2第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行するものです。

次のページをお開きください。

以下の経過措置については、規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第52号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第21、議第53号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第53号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正等に伴い、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第53号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨により説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部改正等に伴い、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について所要の整備を行うとともに、経過措置及び特例の期間が終了した附則について整理するものでございます。

主な事項のみ説明いたします。

附則第2項、経過措置が終了したことにより削除するものです。

附則第4項、平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例から、附則第7項、平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例まで、特例の期間が終了したことにより削除するものです。

次のページをお開きください。

附則第9項、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の対象に加えるとともに、条項を繰り上げるものです。

附則第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行するものです。

附則第2項、改正後の規定は、令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについてはなお従前の例によることとするものです。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第53号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第22、議第54号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第54号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

山形県後期高齢者医療広域連合の条例の一部改正が行われたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明申し上げます。

議第54号 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

第8号、広域連合条例附則第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第55号・議第56号の上程、説明、付託

○議長（今野正明） 日程第23、議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、及び日程第24、議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、以上各会計補正予算2件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス対策に関連する緊急性の高い事業に対応するとともに、企業立地促進事業などの地域経済活動支援や棚田地域振興緊急対策事業など、農業関連の補助事業について対応するため所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては国・県支出金、繰入金及び繰越金等で対処するものであります。このほか、農林課所管の農林漁業災害・経営安定対策資金利子補給に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億2,975万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億7,340万円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,975万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7,340万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

次のページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

14款国庫支出金、1億2,323万6,000円、21億8,791万9,000円。

15款県支出金、28万2,000円、6億9,923万6,000円。

18款繰入金、200万円、8,489万1,000円。

19款繰越金、348万3,000円、3億1,948万3,000円。

20款諸収入、75万7,000円、9,153万5,000円。

歳入合計、1億2,975万8,000円、91億7,340万円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費、947万3,000円、24億6,393万4,000円。

3款民生費、2,093万1,000円、20億6,286万1,000円。

4款衛生費、32万2,000円、5億8,700万7,000円。

6款農林水産業費、521万8,000円、6億2,255万8,000円。

7款商工費、3,730万円、4億362万2,000円。

8款土木費、90万円、6億8,853万1,000円。

9款消防費、2,310万円、3億7,428万9,000円。

10款教育費、1,183万4,000円、6億9,914万2,000円。

11款災害復旧費、68万円、4,879万5,000円。

14款予備費、2,000万円、8,000万円。

歳出合計、1億2,975万8,000円、91億7,340万円。

第2表 債務負担行為補正。追加でございます。

事項、農林漁業災害・経営安定対策利子補給。期間、令和2年度から令和7年度。限度額75万3,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

一般会計における事業継続確保施設整備事業に供するため、医師住宅用地を売却し、その収益として収益的収入を837万7,000円増額し、資本的収入を12万3,000円増額するものであります。

以上の結果、収益的収入の総額を11億8,012万円に、資本的収入の総額を715万1,000円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧ください。

議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入の補正。

第2条、令和2年度白鷹町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

以下、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、837万7,000円、11億8,012万円。

資本的収入の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,696万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,696万5,000円で補填するものとする。

以下、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、12万3,000円、715万1,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和2年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査

することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和2年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後2時43分）

再 開 （午後3時35分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

○議第55号・議第56号 予算特別委員長報告、討論、採決

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第25、議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について（予算特別委員長報告）及び日程第26、議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）、以上2件は会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和2年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

〔予算特別委員長 奥山勝吉 登壇〕

○予算特別委員長（奥山勝吉） 予算特別委員会審査報告書。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果下記のとおり決定しましたので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第55号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第55号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。お座りください。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第56号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第56号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。ご着席ください。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後3時39分〉